

世界農業遺産・日本農業遺産「静岡水わさびの伝統栽培」
ロゴマーク使用基準

静岡わさび農業遺産推進協議会

静岡わさび農業遺産推進協議会（以下「協議会」という。）において作成した、世界農業遺産・日本農業遺産「静岡水わさびの伝統栽培」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の適正な使用とその普及促進を図るため、次のとおり使用基準を定める。

（ロゴマークの目的）

第1条 ロゴマークは、世界農業遺産「静岡水わさびの伝統栽培」または日本農業遺産「静岡水わさびの伝統栽培」を普及・啓発するシンボルとして、広報を目的とした制作物や媒体等に広く使用することでその認知度を高めることを目的とする。

なお、食品（農林水産物等一次産品及びその加工品、飲料）へのロゴマークの使用については、本使用基準とは別に、『世界農業遺産・日本農業遺産「静岡水わさびの逸品」認定制度実施要領』で定めるものとする。

（使用の申請）

第2条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ『世界農業遺産・日本農業遺産「静岡水わさびの伝統栽培」ロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）』に使用デザイン案及び利用方法がわかる資料を添えて、協議会長に提出するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- （1）協議会の正会員及び正会員に属する者、賛助会員、個人が販売目的以外で使用する場合
- （2）国または地方公共団体において、世界農業遺産「静岡水わさびの伝統栽培」または日本農業遺産「静岡水わさびの伝統栽培」の普及啓発等を目的に使用する場合
- （3）新聞、テレビ、雑誌等において報道目的に使用する場合
- （4）その他協議会が適当と認める場合

（使用基準）

第3条 協議会長は、次のいずれかに該当する場合は、ロゴマークの使用を承認しないものとする。

- （1）世界農業遺産・日本農業遺産「静岡水わさびの伝統栽培」のイメージまたは価値を害する恐れがある場合
- （2）第三者の利益を害する恐れがある場合
- （3）第三者に誤認または混同を生じさせる恐れがある場合
- （4）特定の政治活動や宗教活動に関する認められる場合
- （5）法令や公序良俗に反すると認められる場合

(6) 前各号に掲げる事項のほか、第1条に規定する目的に反すると認められる場合

(使用の承認)

第4条 第2条の規定に基づく使用の申請があった場合には、協議会長は、第3条の使用基準に基づいてロゴマークの使用の可否を判断し、承認の適否（保留を含む）を通知するものとする。

(使用期限)

第5条 ロゴマークの使用期間は、承認の日から3年を経過する当該年度末までとし、使用期間の満了後に引き続き使用しようとするときは、あらためて第2条の規定に基づく使用の申請をし、承認を受けなければならない。

(ロゴマークの表示)

第6条 ロゴマークの表示は、別に定める『世界農業遺産・日本農業遺産「静岡水わさびの伝統栽培」ロゴマーク・ロゴタイプ簡易デザインマニュアル』（以下「デザインマニュアル」という。）に基づくものとする。

2 ロゴマークの表示に要する経費は、使用者の負担とする。

(メッセージの付記)

第7条 使用者は、ロゴマークに次のメッセージを付記するよう努めるものとする。なお、協議会長は、使用の承認にあたりメッセージの付記を使用条件とすることができるものとする。

例：世界農業遺産・日本農業遺産「静岡水わさびの伝統栽培」の普及・啓発を目的としたロゴマークです。

(商標登録等)

第8条 使用者はロゴマーク並びにロゴマークを含む商標及び模様について、商標登録及び意匠登録をしてはならない。

(成果物の提出)

第9条 使用者は、ロゴマークを使用した際は、成果物がわかる資料（印刷物、写真等）1部を速やかに協議会事務局に提出するものとする。

(変更・中止)

第10条 ロゴマークの使用目的や方法に変更がある場合には、『世界農業遺産・日本農業遺産「静岡水わさびの伝統栽培」ロゴマーク変更承認申請書（様式第2号）』により変更承認申請を協議会長にしなければならない。

また、使用を中止する場合は、「世界農業遺産・日本農業遺産「静岡水わさびの伝統栽培」

培」ロゴマーク使用中止届（様式第3号）」により協議会長へ届け出ることとする。
いずれの場合も、使用承認書を添付するものとする。

（変更の承認）

第11条 前条の規定に基づく変更承認の申請があった場合には、協議会長は、第3条の使用基準に基づいてロゴマークの使用の可否を判断し、承認の適否（保留を含む）を通知するものとする。

（改善の指示）

第12条 協議会長は、使用者が使用基準、デザインマニュアルを遵守せずにロゴマークを使用している場合は、承認後であっても使用者に改善を指示することができる。

（使用承認の取消）

第13条 前条の改善指示に従わない場合には、協議会長はロゴマークの使用承認を取り消すことができる。

（問題への対応）

第14条 ロゴマークの使用に起因する問題が起こった場合は、協議会及び協議会を構成する正会員（地方公共団体及び団体等）、賛助会員は一切の責任を負わない。

また、使用者は、問題が発生した際には、速やかに協議会事務局に報告するとともに、対策を講じなければならないものとする。

（使用者の責務）

第15条 使用者は、信義に従い、誠実にこの使用基準を履行しなければならない。

（その他）

第16条 この使用基準に定めるものの他、ロゴマークの使用に関して必要な事項は、協議会長が別に定める。

附則

この使用基準は、令和元年5月31日から施行する。

世界農業遺産・日本農業遺産「静岡水わさびの伝統栽培」ロゴマーク
使用承認申請書

静岡わさび農業遺産推進協議会会長 様

(住所)
(団体・法人名等)
(代表者名)

世界農業遺産・日本農業遺産「静岡水わさびの伝統栽培」ロゴマーク使用基準を遵守することを誓約のうえ、下記のとおり、ロゴマークの使用承認を申請します。

使用区分	<input type="checkbox"/> 印刷物 () <input type="checkbox"/> 看板 () <input type="checkbox"/> WEB () <input type="checkbox"/> その他 () ※該当にチェックのうえ具体的な利用方法を記載		
使用目的			
具体的な使用内容	※制作数量・サイズ、使用場所・回数等（別紙可）		
使用期間	年 月 日～ 年 月 日（3年を経過する当該年度末まで）		
連絡担当者	住所	〒	
	所属		氏名
	TEL		FAX
	E-MAIL		
備考			

【添付書類】

- (1) 申請者の概要が分かる資料（法人その他の団体である場合に限る。）
- (2) ロゴマークの使用見本
- (3) その他、静岡わさび農業遺産推進協議会が必要と認める書類

様式第2号（第10条関係）

年 月 日

世界農業遺産・日本農業遺産「静岡水わさびの伝統栽培」ロゴマーク
変更承認申請書

静岡わさび農業遺産推進協議会会長 様

(住所)
(団体・法人名等)
(代表者名)

年 月 日付けで使用承認を受けた内容について、下記のとおり変更したので、申請します。

変更内容			
変更理由			
連絡担当者	住所	〒	
	所属		氏名
	TEL		FAX
	E-MAIL		
備考			

【添付書類】

- (1) ロゴマーク使用承認書
- (2) 変更内容がわかる資料
- (3) 変更後のロゴマークの使用見本
- (4) その他静岡わさび農業遺産推進協議会が必要と認める書類

様式第3号（第10条関係）

年 月 日

世界農業遺産・日本農業遺産「静岡水わさびの伝統栽培」ロゴマーク
使用中止届

静岡わさび農業遺産推進協議会会長 様

(住所)
(団体・法人名等)
(代表者名)

ロゴマークの使用を中止するので届け出ます。

使用承認番号	
使用を中止する 対象物	
使用中止（予定）日	年 月 日
使用中止する理由	
備考	